

# 防災安全部サイバーセキュリティグループ新設 に伴う実施計画の変更について

2021年8月18日

**TEPCO**

---

東京電力ホールディングス株式会社

# 1. 変更内容

---

- 防災安全部サイバーセキュリティグループ新設に伴い、実施計画Ⅲ第1編，第2編の以下，条文を変更すること。

第4条（保安に関する組織） ・ ・ 防災安全部直下にサイバーセキュリティGを新設，業務統括室直下よりICT推進Gを削除

第5条（保安に関する職務） ・ ・ ICT推進Gの業務に関する記載を削除，サイバーセキュリティGの業務に置き換え

## 附則の追記

### 第1条

この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。

2. 第4条・第5条については、サイバーセキュリティグループを設置した時点から適用する事とし、それまでは従前の例による。

## 2. 目的・背景

---

### 【目的】

サイバーセキュリティ対策強化に鑑み、核物質防護業務を担っている防災安全部配下にサイバーセキュリティグループを新設し、責任と役割を明確にした組織運営を確立する。

### 【背景】

- ▶現組織の業務統括室 I C T 推進グループは、保安によらないその他システム関連業務と並行し、実施計画に関する職務（実施計画Ⅲ並びに実施計画Ⅳ）のシステムセキュリティと混在し業務を担っている。
- ▶業務統括室 I C T 推進グループが担う業務は、保安に関する職務である一般のサイバーセキュリティ、情報システム設備の保守管理の業務と、実施計画Ⅳのサイバーセキュリティ業務を担っている。
- ▶サイバーセキュリティ業務は、秘匿性が必要とされるが、保安によらないその他システム関連業務の担当者も含めた組織で構成されている。その中でも特に実施計画Ⅳは、秘匿性を重要視されている。



サイバーセキュリティグループ新設は、核物質防護をまとめる防災安全部配下とすることで、情報管理ならびに核物質防護関係部署との業務連携の強化が図れ、且つ、サイバーセキュリティ強化が求められる中、業務品質向上並びに業務量増加に対し、機動的に動きやすくなる。

# 業務比較

## 【現状】

担当グループ(要員)		職務	業務内容
業務統括室 ICT推進グループ (マネージャー:1名)	セキュリティチーム (メンバー:2名)	実施計画Ⅲ (保安に関する職務)	情報システム設備の保守管理 ・制御、記録系システムの管理(一般サイバーセキュリティ) ・異常時対応(運用継続、バックアップ復旧) ・教育
		実施計画Ⅳ	対象PPシステムへのサイバーセキュリティ対策
	業務システムチーム (メンバー:2名 委託員:3名)	業務システム(OA全般)	パソコン・プリンタ管理 業務システム支援 ユーザ問合せ対応

## 【変更後】

担当グループ(要員)		職務	業務内容
防災・放射線センター 防災安全部 サイバーセキュリティ グループ (マネージャー:1名)	(メンバー:5名)	実施計画Ⅲ (保安に関する職務)	サイバーセキュリティの総括※ <sup>1</sup> ・制御、記録系システムの管理(一般サイバーセキュリティ) ・異常時対応(運用継続、バックアップ復旧) ・教育
		実施計画Ⅳ	対象PPシステムへのサイバーセキュリティ対策
業務統括室 ICT推進グループ※ <sup>2</sup> (マネージャー:1名)	メンバー、委託員 (人員:調整中)	業務システム(OA全般)	パソコン・プリンタ管理 業務システム支援 ユーザ問合せ対応

※<sup>1</sup> 実施計画Ⅲ5条の記載変更について、現状の業務内容に適した、一般のサイバーセキュリティ対策の業務を鑑み、サイバーセキュリティの総括とした記載へ変更。

※<sup>2</sup> 実施計画Ⅲ1編・2編に記載のICT推進グループは、サイバーセキュリティの業務を新組織のサイバーセキュリティグループへ移管するため、保安管理体制から削除する。

# 【変更案】 第4条 組織図

➤以下の通り，記載の変更を行う。(※赤字が変更箇所)

第2編も同様

第1節 保安管理体制  
(保安に関する組織)

第4条

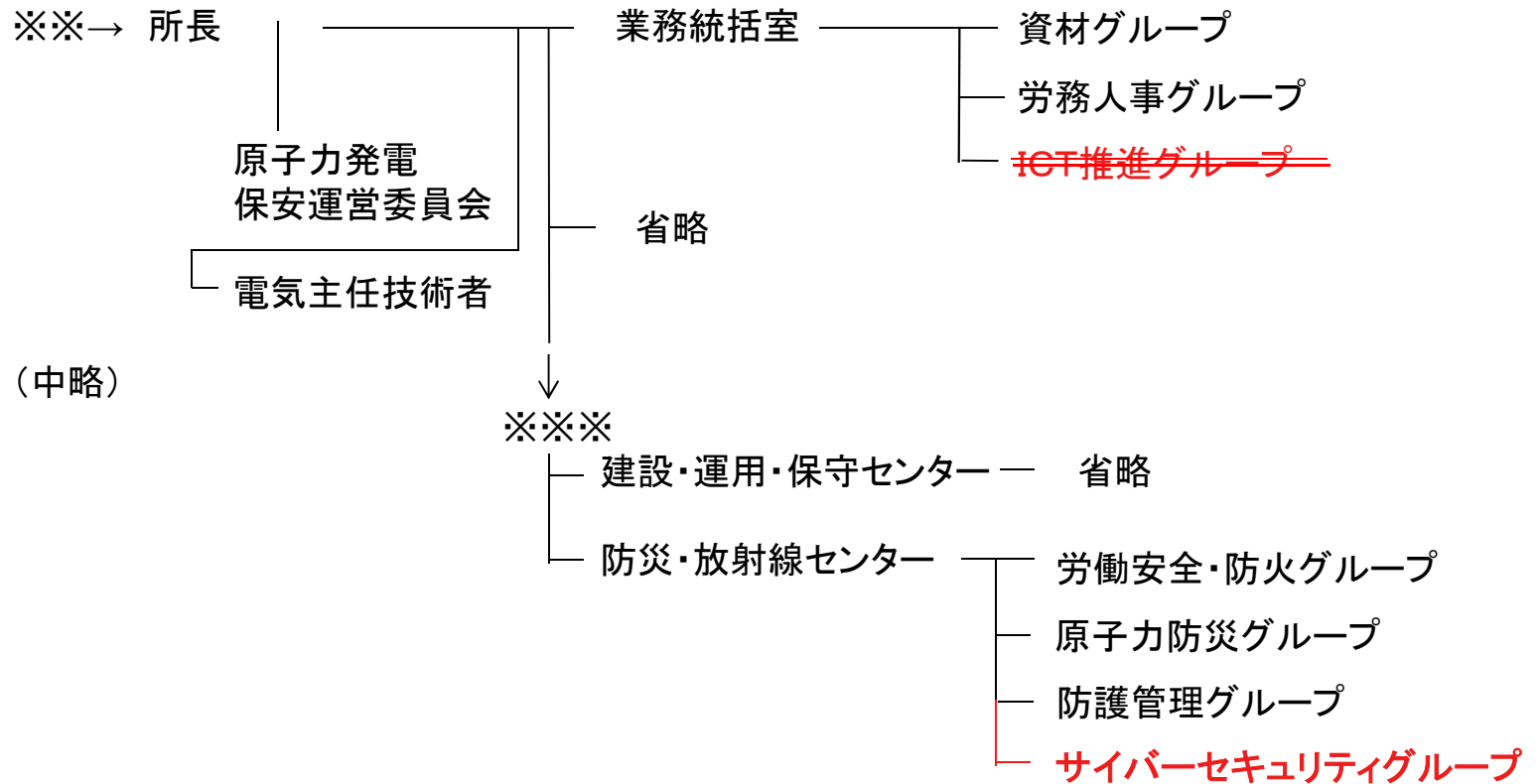
発電所の保安に関する組織は，図4のとおりとする。

図4

～ 中略 ～ 【福島第一原子力発電所】

※ → 原子炉主任技術者

※※ → 所長



(中略)

## 【変更案】 第5条 保安に関する職務

第2編も同様

➤ 変更理由:グループ名の見直し(※赤文字が変更箇所)

(保安に関する職務)

第5条 2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。なお、保全のために行う設計、建設・設置及び保守管理については、第68条(施設管理計画)に基づき実施する。

	変更前	変更後
第1編	<p>(4) ICT推進グループは、情報システム設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(5) 汚染水対策プログラム部は、・・・</p>	<p>(削除)</p> <p>(4) 汚染水対策プログラム部は、・・・</p> <p>(中略) 以降の( )内は繰り上げ</p> <p>(48) サイバーセキュリティグループは、サイバーセキュリティの総括に関する業務を行う。</p>

# 【追記】 附則 施行期日

変更前	変更後
<p data-bbox="607 395 741 432">附 則</p> <p data-bbox="315 488 472 525">(記載なし)</p>	<p data-bbox="1491 395 1626 432">附 則</p> <p data-bbox="1137 488 1899 571"><u>附則 ( )</u> <u>(施行期日)</u></p> <p data-bbox="1137 580 1234 617">第1条</p> <p data-bbox="1137 627 1935 710"><u>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から</u> <u>10日以内に施行する。</u></p> <p data-bbox="1137 751 1968 863"><u>2. 第4条・第5条については、サイバーセキュリティグ</u> <u>ループを設置した時点から適用する事とし、それまでは従</u> <u>前の例による。</u></p>